

掛川市告示第38号

掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年掛川市告示第126号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

掛川市長 久保田 崇

第2条中「1週間に1回」を「1週間に2回」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。